

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀬町大字長瀬字高野一一八番三地从先から同郡同町大字長瀬字橋場三一三番土地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年十月四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年十一月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四一〇・〇〇メートル</p>